

## 横浜市民間保育所等建設費等補助金交付要綱

制 定 平成 13 年 9 月 14 日 福保推第 379 号 (助役決裁)  
最近改正 令和 6 年 11 月 13 日 ここ施第 787 号 (局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業（以下「保育所等」という。）の施設・事業所及び設備の整備に要する費用に対し、予算の範囲内において横浜市民間保育所等建設費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、保育所等整備を振興し、もって児童の福祉の向上を図ること及び子どもが健やかに育成される環境を確保することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 58 条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和 35 年 7 月横浜市条例第 15 号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 乳 児

0 歳児及び 1 歳児をいう。

#### (2) 幼 児

2 歳児から 5 歳児までをいう。

#### (3) 新 設

新たに施設・事業所を建設することをいう。

#### (4) 改 築

既存施設の現在定員の増員を行なわないで改築整備（一部改築を含む。）することをいう。

#### (5) 増 築

既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をすることをいう。

#### (6) 増改築

既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすることをいう。

#### (7) 大規模修繕

既存施設について、平成 20 年 6 月 12 日雇児発第 0612002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」に準じて整備することをいう。

#### (8) 施設改善

既存施設について、乳児の認可定員を増員するために乳児室又はほふく室以外の部分を乳児室又はほふく室に改修することをいう。

### (補助対象者)

第 3 条 この要綱における補助の対象者は、社会福祉法人、学校法人（認定こども園及び小規模保育事業の施設・事業所整備を行う場合に限る。以下「学校法人」という。）、社会福祉法人設立と保育所等設置を同時に行うための準備をしている団体で市長が認めたもの（以下「準備団体」という。）

並びに公益社団法人及び公益財団法人とする。

(補助対象者の責務)

第4条 補助金を交付の目的に従って、公正かつ効率的に使用するよう努めるとともに、施設の管理者として、次の各号に定める項目を遵守するよう努めなければならない。

(1) 再生可能エネルギーの活用や省エネ機器の導入等、環境に配慮した施設計画とすること。

(2) 当該事業による改修以降、施設の改修等に備えた積み立てを実施すること。

(補助対象事業)

第5条 この要綱において補助の対象となる事業は、前条に定める補助対象者が児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項に基づき設置する幼保連携型認定こども園に係る次に掲げるもの及び児童福祉法第34条の15第2項に基づき行う小規模保育事業所の新設に係るものとする。

(1) 新設

(2) 改築（老朽による改築に限る。）

(3) 増築（増改築を含む。）

(4) 大規模修繕

(5) 保育所においての施設改善（児童福祉法に基づく国庫補助金その他日本自転車振興会補助金等で市長が国庫補助金に準ずると認める補助金を受けずに乳児の認可定員を増やす場合に限る。）

(6) 次に掲げる備品購入費

(ア) 再開発事業等（本市所有施設の貸付）に係るもの

(イ) 学校余裕教室活用事業に係るもの

(補助対象経費)

第6条 この要綱において、補助の対象となる経費は前条に掲げる事業の実施に必要な別表1に定めるものとし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

(1) 土地の買収又は造成及び整地に要する費用

(2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効果的であると市長が認めた場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(3) 植栽に要する費用

(4) 職員の宿舎に要する費用

(5) 横浜市民間保育所等用地等貸付要綱（平成9年12月4日福保推第239号）に基づいて貸付を受けた市有地等において整備をする場合の設計費及び仮設園舎借地料

(6) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に定める開発許可を伴う開発工事に要する費用

(7) 国庫補助の事前協議において、適當と認められない費用

(8) その他整備として適當と認められない費用

(補助の必要条件)

第7条 補助の対象となる保育所等は、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

(1) 整備を行う保育所等の設備及び運営は、それぞれ次に掲げる基準条例に適合するものであること。

(ア) 保育所

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）

(イ) 幼保連携型認定こども園

横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成

26年9月横浜市条例第46号)

(ウ) 小規模保育事業

横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第47号)

(2) 敷地が確保されているものであること。

(3) 建設に要する費用について、資金計画が確実なものであると市長が認めるもの。

(4) その他関係法令に適合するものであること。

(事業計画書等の提出)

第8条 補助金の交付を受けて保育所等を整備しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定した期日までに、市長が指定する様式により事業計画書等を提出するものとする。

(補助の内示)

第9条 市長は、事業計画書等を受理したときは、横浜市児童福祉審議会、横浜市子ども・子育て会議で審査の上、補助の適否を決定し、横浜市民間保育所等老朽改築事業申請書の選定結果について(採択通知)(第14号様式)、横浜市民間保育所等老朽改築事業申請書の選定結果について(不採択通知)(第15号様式)又は別に定める様式により申請者に通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 前条の規定による補助の内示を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、補助対象工事に係る本市の実施設計審査完了後、速やかに、横浜市民間保育所等建設費等補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 補助金規則第5条第1項第2号、第3号及び第4号に定める記載事項については、同条第2項第1号に規定する事業計画書に記載するものとする。

3 補助金規則第5条第2項第3号及び第4号に規定する書類は、同項第1号に規定する事業計画書とする。

4 補助金規則第5条第2項第2号に規定する書類は、財産目録及び貸借対照表とする。

(補助金の算定)

第11条 第6条に規定する補助対象経費の実支出額と、別表2の1から3に掲げる基準事業費とを比較し低い方の金額に別表2の4もしくは5に掲げる加算額を加えた額を補助基準額とし、補助基準額に補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。

2 施設・事業所及び設備の整備に要する費用の基準事業費及び補助率は、別表2、別表3に定めるものとする。

(本市以外の補助金の取扱)

第12条 本市の当該補助金と他の補助金(日本自転車振興会補助金等で市長が国庫補助金に準ずると認める補助金をいう。)を併せて受ける場合は、前条に基づき算定した補助金の交付額から他の補助金の交付額を差し引いた額を、本市の当該補助金の交付額とするものとする。

(端数処理)

第13条 前2条の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の決定)

第14条 市長は補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定の上、横浜市民間保育所等建設費等補助金交付決定通知書(第2号様式)又は横浜市民間保育所等建設費等補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第 15 条 補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の市長の承認を受けようとする者は、市長に対し、横浜市民間保育所等建設費等補助金に係る変更等申請書（第 12 号様式）及び市長が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 市長は、第 1 項による申請を承認することを決定したときは、補助事業者に対し、横浜市民間保育所等建設費等補助金に係る変更等決定通知書（第 13 号様式）を交付する。

（申請の取下げ）

第 16 条 補助金規則第 9 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、補助事業者等が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 10 日以内の日とする。

（実績報告）

第 17 条 補助金交付決定を受けた者は、工事しゅん工後、速やかに実地検査を受けるとともに、横浜市民間保育所等建設費等補助金事業実績報告書（第 4 号様式）に必要な書類を添付して、市長に報告しなければならない。

2 実績報告書の提出にあたり、補助対象経費のうち本要綱に基づき交付する補助金をもって充てる以外には支払いが困難であると市長が認める経費については、補助金規則第 14 条第 1 項第 2 号に定める領収書等の提出は省略できるものとする。ただし、省略する場合にあっても、当該経費の支払い後に受領した領収書等については、第 27 条の関係書類として保存するとともに、その写しを市長に速やかに提出しなければならない。

3 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により添付を省略させることができる書類は、同条第 1 項第 3 号及び第 5 号に規定する書類とする。

4 補助金規則第 14 条第 5 項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

（補助金額の確定通知）

第 18 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、横浜市民間保育所等建設費等補助金額確定通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

（補助金交付時期の例外）

第 19 条 補助金規則第 17 条の規定により市長が補助事業等の完了前に補助金の全額又は一部を交付することができる場合は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）補助事業者等の資金状況を勘案し、補助事業等の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合

（2）補助事業者等が工事請負代金を請負者に前金払する場合

（3）補助事業等が予定の年度内に終了せず、補助事業等を次年度に繰越した場合

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払とする。

3 第 1 項第 2 号による前金払を受ける場合は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と請負者との間で、工事請負契約において定めた工事完成期限を保証期限とし、同条第 5 項に規定する保証契約を締結しなければならない。

4 第 1 項第 2 号により前金払ができる額は、補助事業者等が工事請負代金を請負者に前金払する額以下とし、第 14 条で決定した交付額の 4 割を上限とする。なお、算出した前金払の額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（補助金交付の請求）

第 20 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第 6 号様式）により行わなければならない。

2 前条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第 7 号様式）により

行わなければならない。

3 前条第1項第2号の規定による補助金の交付の請求は、請求書（第8号様式）により行わなければならない。

4 前金払の請求による後の精算払時の補助金の交付の請求は、請求書（第9号様式）により行わなければならない。

（届出及び調査）

第21条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（1）工事に着手したとき。

（2）工事を完了したとき。

2 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた者に対し、必要に応じてその業務又は資産の状況に関する質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告書若しくは資料の提出を求めることができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第22条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した後、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第10号様式）に必要な書類を添付し、市長へ提出しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支部等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告を行った後、横浜市民間保育所等建設費等補助金額再確定通知書（第11号様式）に基づき、当該仕入控除税額を市に納付すること。

（補助金の返還等）

第23条 市長は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）偽りその他不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。

（2）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3）施設・事業所において、布教又は宗教行事などの活動を行ったとき。

（4）施設・事業所において、政治的活動を行ったとき。

（5）暴力団経営支配法人等であるとき。

（6）財産処分において、返納条件を付して承認を受けた場合で条件に従わなかったとき。

（7）当該事業による改修以降10年以内に当該補助対象施設を廃止したとき。（保育事業を譲渡する場合を除く。）

（8）その他この要綱に違反したとき。

（警察本部への照会）

第24条 市長は、必要に応じ申請者又は第14条の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（入札又は見積書の徵収）

第25条 本要綱の対象となる補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行うときは、補助金規則第24条第2号の規定により、民間児童福祉施設建設費等整備に係る契約指導要綱に定める方法により行わなければならない。

(財産処分の制限)

第 26 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業等により取得し、又は効用の増加した機械器具その他の財産であって価格が単価 30 万円以上のものについては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「処分制限期間」という。）に定めるとおりとする。

(情報公開及び補助事業者等の所有する関係書類の保存期間)

第 27 条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前項の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

(委任)

第 28 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は平成 13 年 9 月 14 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 15 年 5 月 28 日から施行し、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 17 年 5 月 6 日から施行し、平成 17 年 5 月 6 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 18 年 6 月 9 日から施行し、平成 18 年 6 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 16 日から施行し、平成 19 年 4 月 16 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 20 年 3 月 28 日から施行し、平成 20 年 3 月 28 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は平成 22 年 3 月 1 日から施行し、平成 21 年度の予算に係る補助金等から適用する。ただし、別表 2 のうち、1 基準事業費（1）建築費の改築・増築・増改築の基準面積に係る改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 6 月 1 日から施行し、平成 23 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。

2 この要綱の施行の日前に、本市から補助の内示を受けたものは、改正後の要綱第 8 条の規定による補助の内示を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 16 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 13 日から施行し、平成 30 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、施行日以後に交付申請があったものから適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、別表 5、第 1 号様式及び第 3 号様式に係る改正規定は平成 31 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、令和 3 年度に 2 か年の事業計画として補助の内示を受けたものの補助金の算定については、本改正前の規定（令和 3 年 4 月 1 日改正、第 5 条及び第 10 条）を適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行し、施行日以後に交付申請があったものから適用する。ただし、令和 3 年度に 2 か年の事業計画として補助の内示を受けたものの補助金の算定については、本改正前の規定（令和 3 年 4 月 1 日改正、第 5 条及び第 10 条）を適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、令和 3 年度に 2 か年の事業計画として補助の内示を受けたものの補助金の算定については、本改正前の規定（令和 3 年 4 月 1 日改正、第 5 条及び第 10 条）を適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 11 月 13 日から施行し、令和 6 年度の予算に係る補助金から適用する。ただし、令和 3 年度に 2 か年の事業計画として補助の内示を受けたものの補助金の算定については、本改正前の規定（令和 3 年 4 月 1 日改正、第 5 条及び第 10 条）を適用する。また、令和 4 年度に 2 か年の事業計画として補助の内示を受けたものの補助金の算定については、本改正前の規定（令和 5 年 10 月 1 日改正、別表 1、2 及び 3）を適用する。また、令和 5 年度及び令和 6 年度に 2 か年の事業計画として補助の内示を受けたものの補助金の算定については、本改正前の規定（令和 5 年 10 月 1 日改正、別表 1 及び 2）を適用する。

別表1(第6条)

対象経費	内容
本体工事費	<p>施設・事業所整備に必要な工事請負費(杭工事、昇降機設備工事等を含む)  <b>【整備手法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設 :新たに保育所等を整備すること。(幼稚園から認定こども園への移行に係る保育所部分の建替え等を含む)  <b>&lt;工事区分:新設&gt;</b></li> <li>・建替え :施設をすべて解体、または一部解体等を行い、新たに施設を整備すること。(幼稚園から認定こども園への移行に係る幼稚園部分の建替え等を含む)  <b>&lt;工事区分:改築、増改築&gt;</b>            ※ 改築は同程度の規模のものに限る。</li> <li>・大規模改修:現施設の躯体(基礎や耐震壁、柱、屋根などの構造耐力上主要な部分)のみを残し、それ以外の老朽化部分を改修すること。あわせて増築も可能。  <b>&lt;工事区分:大規模修繕、増改築&gt;</b></li> </ul>
解体撤去工事費	建物の解体に必要な工事請負費
建築費 仮設園舎工事費	<p>施設・事業所整備に必要な仮設園舎設置に必要な費用  <b>【対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設園舎設置に係る工事請負費、リース料、解体撤去費</li> <li>・仮設園舎設置に係る借地料、賃借料</li> </ul> <p><b>【対象外】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理室等、直接保育に関係しない施設のみで構成される場合</li> <li>・借地料の減免を受けた市有地等を仮設用地とする場合の借地料</li> <li>・貸主が法人の役員(法人役員の配偶者、親子、兄弟姉妹を含む。)、寄付者等特別の関係のある者である場合の借地料、賃借料</li> </ul>
環境設備工事費	<p>太陽光発電設備設置に必要な工事請負費  <b>【kW数の上限】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備の公称最大出力は、10kWを限度とする。            (対象システム)</li> <li>・JET認証又はこれと同等の「太陽電池モジュール認証」を受けていること。</li> <li>・性能保証、設置後のサポートがメーカーによって確保されていること。</li> <li>・未使用品であること。</li> <li>・発電された電力は原則、施設内で消費すること(ただし、全量買取方式は補助対象外)</li> <li>・過剰な太陽光発電設備等の設置はしないこと</li> </ul>
工事事務費	工事施工に直接必要な監理費
備品費等	施設・事業所の開設にあたって必要な備品(1品あたり5千円以上のものに限る)、大型遊具等購入費(新設の場合に限る)

※上記において、国庫補助の対象とならないものは除きます。

別表2(第11条第2項)

## 1 建築費

対象となる工事区分	種別	基準事業費
新増改 大規模改修	本体工事	別表3の1の通り*
	解体撤去工事	
	仮設園舎工事	
	環境配慮設備工事	別表3の2の通り

\* 大規模改修事業については、1施設の総事業費が500万円以上のもので、本市の予算の範囲内とする。ただし、アスベスト処理工事については、総事業費が30万円以上とする。

## 2 工事事務費

工事区分	基準事業費
新増改 大規模改修	補助対象工事基準事業費の2.6%に相当する額を限度とする。 ※ 補助対象工事は、本体工事及び環境配慮設備工事の額(解体工事及び仮設園舎工事は除く)

## 3 備品費等加算

工事種別	基準事業費
新増改 大規模改修	次の額の合計額を限度とする。 ※増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかるない場合は、工事にかかる定員数のみ加算対象とする。 (1) 保育所部分の施設定員に対する加算額 ア 16,000円 × 整備前の保育を受ける子どもの定員数 イ 32,000円 × 整備に当たって増加する 保育を受ける子どもの定員数 (2) 幼稚園部分の施設定員に対する加算額 16,000円 × 整備後の教育を受ける子どもの定員数

## 4 工事に係る加算

工事種別	基準事業費
新増改 大規模改修	市有地を貸付して整備をする場合、又は、土地を賃借して整備する場合、別表3の3に掲げる額を、建築費に上乗せすることができる(ただし、「5 保育に係る加算」との併用は不可) ※実支出額と、加算額とを比較し低い金額とする。

## 5 保育に係る加算

工事種別	基準事業費
新増 増改 改 大規模改修	次の場合に、別表3の4に掲げる額を建築費に上乗せすることができる。(ただし、「4 工事に係る加算」との併用は不可) ① 障害児定員を設定し、障害児を受入れる場合(障害児) ② 一時保育事業のために必要とする専用の保育室を壁芯面積で30m <sup>2</sup> 以上設ける場合(一時保育) ③ 地域における子育て支援のための専用の保育室等を壁芯面積で40m <sup>2</sup> 以上設ける場合(子育て支援) ④ 保育部分に係る定員の2割を超える乳児定員を設定するために必要な保育室を設ける場合(乳児保育)

## 6 補助率

3/4

※ 補助対象経費の実支出額と上記1～3の基準事業費(上限額)を比較して低い金額に、上記4又は5の加算額を加えた額を補助基準額とする。

当該補助基準額に補助率を掛けた金額を実際に交付する補助金額とする。

別表3(第11条第2項)  
保育所、認定こども園、小規模保育事業整備の基準事業費

単価年度	令和6年度
------	-------

1 建築費(本体工事、解体工事、仮設園舎工事)

本体工事(保育所部分)	(円)	解体撤去工事(保育所部分)	(円)	仮設園舎工事(保育所部分)	(円)
定員区分	市要綱単価	定員区分	市要綱単価	定員区分	市要綱単価
定員20名以下	141,750,000	定員20名以下	2,836,500	定員20名以下	5,052,000
定員21～30名	148,500,000	定員21～30名	3,214,500	定員21～30名	6,165,000
定員31～40名	172,650,000	定員31～40名	4,287,000	定員31～40名	7,471,500
定員41～70名	196,950,000	定員41～70名	5,397,000	定員41～70名	10,380,000
定員71～100名	255,750,000	定員71～100名	7,611,000	定員71～100名	15,573,000
定員101～130名	307,650,000	定員101～130名	9,135,000	定員101～130名	18,688,500
定員131～160名	356,250,000	定員131～160名	11,418,000	定員131～160名	23,359,500
定員161～190名	404,550,000	定員161～190名	13,704,000	定員161～190名	25,542,000
定員191～220名	449,700,000	定員191～220名	15,987,000	定員191～220名	29,800,500
定員221～250名	498,150,000	定員221～250名	18,274,500	定員221～250名	34,057,500
定員251名以上	553,650,000	定員251名以上	20,557,500	定員251名以上	38,314,500

本体工事(幼稚園部分)	(円)	解体撤去工事(幼稚園部分)	(円)	仮設園舎工事(幼稚園部分)	(円)
定員区分	市要綱単価	定員区分	市要綱単価	定員区分	市要綱単価
定員20名以下	141,600,000	定員20名以下	2,834,000	定員20名以下	5,050,000
定員21～30名	148,400,000	定員21～30名	3,216,000	定員21～30名	6,164,000
定員31～40名	172,600,000	定員31～40名	4,286,000	定員31～40名	7,470,000
定員41～70名	196,800,000	定員41～70名	5,396,000	定員41～70名	10,380,000
定員71～100名	255,600,000	定員71～100名	7,608,000	定員71～100名	15,572,000
定員101～130名	307,400,000	定員101～130名	9,134,000	定員101～130名	18,686,000
定員131～160名	355,800,000	定員131～160名	11,420,000	定員131～160名	23,364,000
定員161～190名	404,400,000	定員161～190名	13,704,000	定員161～190名	25,542,000
定員191～220名	449,600,000	定員191～220名	15,986,000	定員191～220名	29,798,000
定員221～250名	498,200,000	定員221～250名	18,272,000	定員221～250名	34,056,000
定員251名以上	553,200,000	定員251名以上	20,556,000	定員251名以上	38,312,000

※1 単価は現時点のものであり、今後の国単価の動向等より、変更となる(増減する)場合があります。

※2 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかかる場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た割合を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とします。

工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定します。(いずれも、小数点以下切捨て)

※3 解体工事及び仮設園舎工事については、整備前の定員(施設型給付幼稚園及び幼稚園型認定こども園は利用定員、私学助成幼稚園は実員)で算定します。

※4 幼保連携認定こども園の本体工事については、児童福祉施設として保育を実施する子どもの定員に対する補助基準額は、整備後の2・3号認定子どもの定員規模を上記の保育所部分の表に当てはめて算出し、学校としての教育を行う子どもの定員に対する補助基準額は、整備後の1号認定子どもの定員規模を上記の幼稚園部分の表に当てはめて算出します。この場合、※2の「総定員」は1号子ども・2・3号子どもをそれぞれ別枠として算定します。

2 環境配慮設備工事  
(円)

太陽光
市要綱単価
18,060,000

3 工事に係る加算  
(円) (円)

地域の余裕スペース活用	土地賃借料加算
市要綱単価	市要綱単価
4,560,000	28,500,000

4 保育に係る加算  
(円) (円)

障害児	一時保育
単価	単価
2,900,000	7,000,000

子育て支援	乳児保育
単価	単価
13,850,000	6,450,000